

自主的避難等対象区域（いわき市）において水産物の仲卸業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成27年8月分以降の営業損害（逸失利益）について、避難指示等対象区域内にある一部の取引先に係る減収額に貢献利益率を乗じた上で、原発事故前からの申立会社の売上減少傾向も考慮し、原発事故の影響割合を8割として算定した損害額（ただし、上記1倍相当額の既払金を除く。）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙第1記載の損害項目（別紙第2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金5598万0109円の支払義務があることを認める。

3 既払金の控除

申立人及び被申立人は、被申立人が、申立人に対し、別紙第1記載の損害項目（別紙第2記載の期間に限る。）に対する賠償として、金2958万2700円を支払済みであること、及び左記既払金を第2項記載の和解金から控除することを相互に確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、別紙第1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年9月14日

（仲介委員 渡邊 敏）

(別紙)

第1 損害項目

営業損害 (逸失利益)

金5598万0109円

合 計 金5598万0109円

第2 期 間

第1につき、平成27年8月1日以降

以上